

『ジョイフル中勢ニュース』広告掲載等に関する取扱い要綱

(目 的)

第1条 一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター（以下「センター」という。）が発行する「ジョイフル中勢ニュース」（以下「ニュース」という。）へ、広告掲載、広告折込み、及び事業所単位の封入れについて、収益事業の一環として行うことに関する必要な事項を定める。

(広告の内容)

第2条 広告の内容は、センターの事業推進及び勤労者の福利厚生の実現に役立つものとし、センターが事前に審査し認めたものであるものとする。

(掲載等の申込み)

第3条 掲載又は折込みを希望する者は、ニュース発行日の2か月前までに、「広告掲載等申込書」に広告の製版原稿又は広告見本を添えて、センターに提出するものとする。

(掲載の配置及び掲載月等)

第4条 ニュースへの掲載ページ及び配置は、センターが決定する。また、紙面、ページ数の関係等から記載又は折込みを次月号に繰延べすることがある。

(折込み及び封入れ)

第5条 折込みと封入れの区分は、次の表のとおりとする。

項 目	用紙の設定	配布先単位
折込み	原則、A4版1枚のみ	センター加入会員
封入れ	A4版1枚又はA4版4・8ページ	センター加入事業所

(料 金)

第6条 料金は、次の各号に掲げる料金表のとおりとする。ただし、センターの事業に関するもの、その他事務局長が認めたものは料金を無料とする。

(1) 広告掲載料金表

大きさ (A4版/2色)	1ページ (全面)	1/2ページ	1/4ページ	1/8ページ
会員事業所	50,000円	25,000円	12,000円	6,000円
契約施設等一般	100,000円	50,000円	24,000円	12,000円

(2) 折込み及び封入れ料金表

	折込み	封入れ
会員事業所	3円	10円
契約施設等一般	6円	20円

(その他)

第7条 この要綱の定めがない事項は、必要に応じて事務局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。